

第二種金融商品取引業者説明会
—監督上における留意事項等について—

平成30年2月22日



関東財務局理財部
証券監督第3課

目次



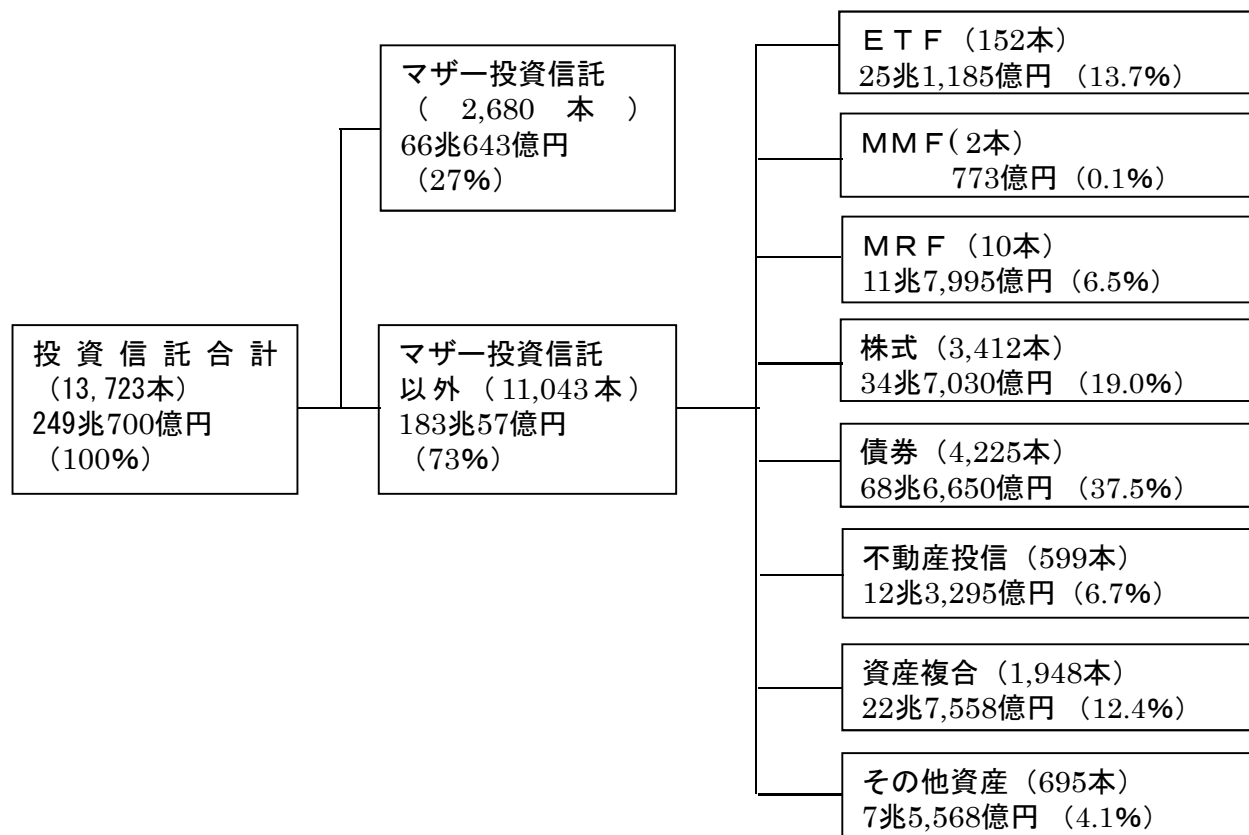
- 1. 第二種金融商品取引業者数の推移
- 2. ファンドの概況
- 3. 行政処分の状況
- 4. 今後の行政対応
- 5. 監督上における留意事項
- 6. 投資型クラウドファンディングについて
- 7. その他

1. 第二種金商業者数の推移



2. ファンドの概況 ①

➤ 国内投資信託の運用本数及び運用財産額合計（平成29年3月末）

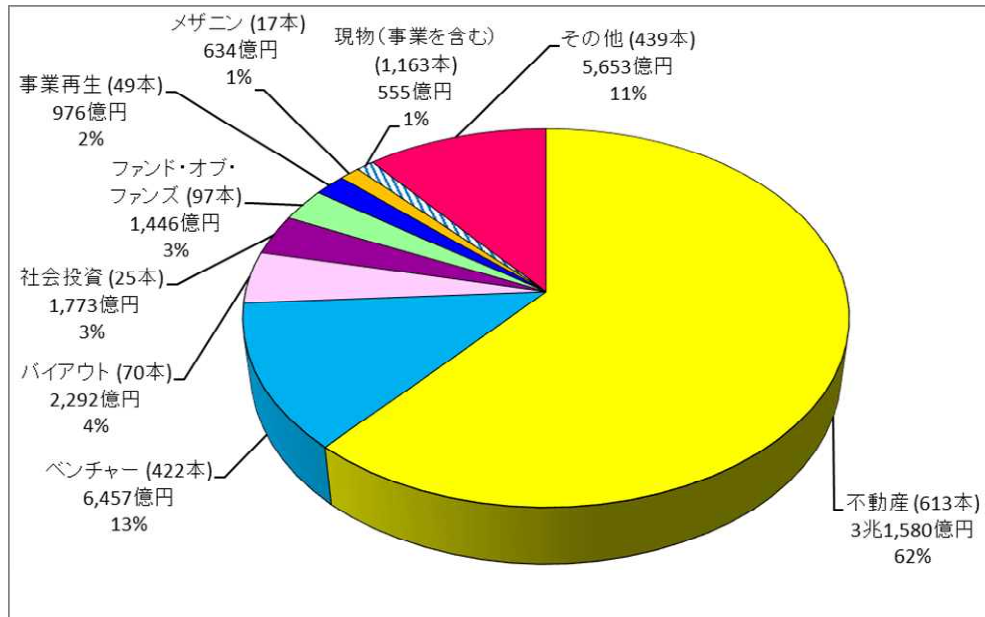


(出典) 金融庁ファンドモニタリング調査

2. ファンドの概況 ②

➤ 集団投資スキームの運用本数及び運用財産額合計（平成29年3月末）

運用本数 2,895本
運用財産額合計 5兆1,369億円



商品分類	主な投資対象 (上位3位まで)	合計損益
不動産ファンド	信託受益権 (不動産) . . . 89% 集団投資スキーム持分 . . . 4% 不動産 . . . 2%	1,048億円
ベンチャー	株式 (未公開) . . . 57% 集団投資スキーム持分 . . . 17% 金銭債権 . . . 10%	382億円
バイアウト	株式 (未公開) . . . 70% 金銭債権 . . . 11% 集団投資スキーム持分 . . . 7%	0.7億円
社会投資	インフラ . . . 70% 集団投資スキーム持分 . . . 24% 株式 (未公開) . . . 1%	▲120億円
ファンド・オブ・ファンズ	集団投資スキーム持分 . . . 83% 株式 (未公開) . . . 13% 投資信託 (マザー投資信託を除く) . . . 1%	3億円

(注) 運用本数及び運用財産額合計には、事業年度末が3月以外の特例業務届出者の計数は含まれない。

(出典) 金融庁ファンドモニタリング調査

3. 行政処分の状況



平成29年（1月～12月）における関東財務局監理（証券監督第三課担当）の第二種金融商品取引業者に対する行政処分（6件）は、以下のとおり。

	処分日	業者名	端緒	処分事由	処分内容
1	H29.3.28	マクハ [®] スファイナンシャルステーション(株)	検査 会社勧告	・法令に違反している状況及び金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等	①登録取消し ②業務改善命令
2	H29.3.30	(株)みんなのクレジット	検査 会社勧告	・金融商品取引契約の締結又は勧誘において重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為 ・当社の業務運営について投資者保護上問題が認められる状況	①業務停止命令 ②業務改善命令
3	H29.4.17	(株)レガリア・フィナンシャル	監督	・登録を受けた営業所の所在地を確知できない状況	登録取消し
4	H29.5.31	アセットプランニング(株)	検査 会社勧告	・報告徴取命令に対する虚偽報告 ・検査忌避 ・報告徴取命令に対する報告書の不提出 ・金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況	①登録取消し ②業務改善命令
5	H29.6.13	(株)FIPパートナーズ	検査 会社勧告	・出資金の回収可能性について把握・対応していない状況 ・甲社（貸付先）に対する監査が不十分な状況	業務改善命令
6	H29.10.20	(株)FIPパートナーズ	監督	・業務改善命令に違反している状況等	登録取消し

4. 今後の行政対応

● 「金融行政方針」 抜粋 (平成29年11月金融庁公表資料)

V. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

3. 金融商品取引業者等

(4) 第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者

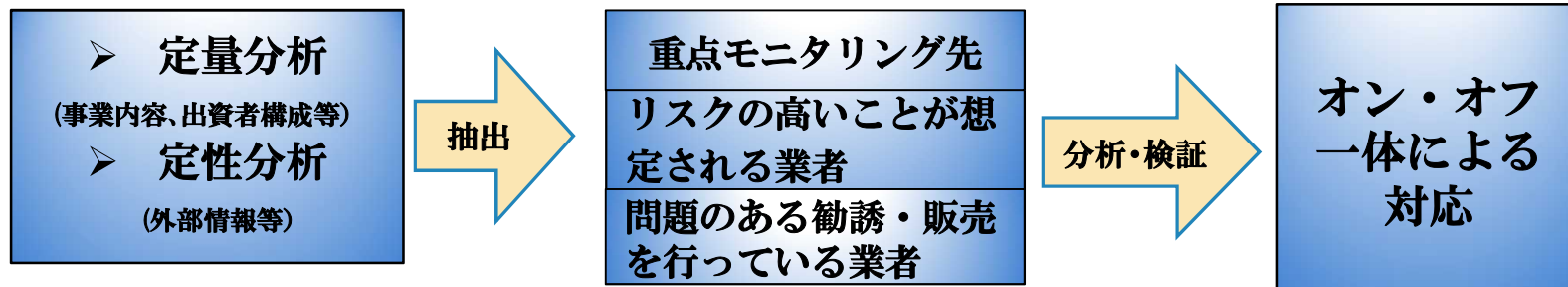
第二種金融商品取引業者及び投資助言・代理業者について、顧客に対する広告・勧誘及びファンド運営の実態に関する情報分析・検証を進め、リスクベースでのモニタリングを行っていく。



● 具体的行政対応等

➤ 定量分析→金商業者より金融庁業務支援統合システムを利用して事業報告書を提出

➤ 定性分析→利用者相談室等に寄せられた投資家による情報を入手



※ 自主規制機関等とも連携して更なる対応を促す。

5. 監督上における留意事項

第二種金融商品取引業者の業務運営においては、ファンド等が投信・株式等の他の金融商品と比べても特に複雑で専門知識を要するものであることを踏まえ、投資者保護の観点から、以下の点について留意する必要。

※ 個人投資家向けにファンドの販売・勧誘を行う場合は、特に重要

- ① ファンド等の販売・勧誘に先立ち、
 - ・ 組合契約等の概要（ファンドのスキームの全体像、収益の配当及び財産の分配に対する投資者の権利の内容等）
 - ・ ファンドの資金を充てて行う事業（出資対象事業）等の概要や実在性
 - ・ 組合契約等に基づく権利のリスク（流動性リスクを含む）に関する情報を収集し、適切な説明が可能となるよう分析を行うこと
- ② 販売・勧誘に当たっての広告等及び顧客に対する説明においては、
 - ・ 上記で収集・分析した情報に基づき、十分な情報提供を行うこと
 - ・ 顧客の知識、経験、財産の状況、投資目的に照らして適切な勧誘を行うこと
- ③ 顧客からの要望等に応じて、顧客がファンド等の内容・状況やリスクに関する情報を適切に把握できるよう、情報伝達のための社内手続き・ルールを定め、情報伝達のために必要な態勢を整備すること
- ④ ファンド等において分別管理が適切に行われている状況を把握すること、特に、自らファンドの運用等を行う場合には、ファンド等の口座と自社の口座を明確に分けること
など

6. 投資型クラウドファンディングについて ①



(1) クラウドファンディングの種類

クラウドファンディングには、主に以下の3種類が存在

類型	寄付型	購入型	投資型
概要	インターネット上で寄付を募り、寄付者向けに寄付の目的に関するニュースレターを送付するものなど。	購入者から前払いで集めた代金を元手に製品を開発し、購入者に完成した製品を提供するものなど。	運営者を介して、投資家と事業者との間で匿名組合契約を締結し、出資を行うものなど。
リターン	寄付であることから、資金提供に対するリターンはなし。	資金提供に対するリターンは完成した商品やサービスなど。	出資に対するリターンは事業の収益。
業登録の要否	金商法の対象外であるため業登録は不要。	金商法の対象外であるため業登録は不要。	<u>金商業に該当することから業登録が必要。</u>

6. 投資型クラウドファンディングについて ②

(2) 「投資型クラウドファンディング」の金商法上の位置付け

「投資型クラウドファンディング」とは、金商法上において『電子募集取扱業務』を指しており、具体的には以下に該当するものをいう。(府令8条10号)

- ① 公衆縦覧型の開示が行われない一定の有価証券(未公開株、集団投資スキーム持分等)について、

※集団投資スキーム持分のうち、主として有価証券に対する投資を行う事業に係るもの、主として金銭の貸付けを行う事業に係るもの等は除く。

- ② 電子情報処理組織を使用する方法(内閣府令で定める方法)により、
③ 募集又は私募の取扱い等(金商法第2条第8項第9号に掲げる行為)を業として行うことをいう。

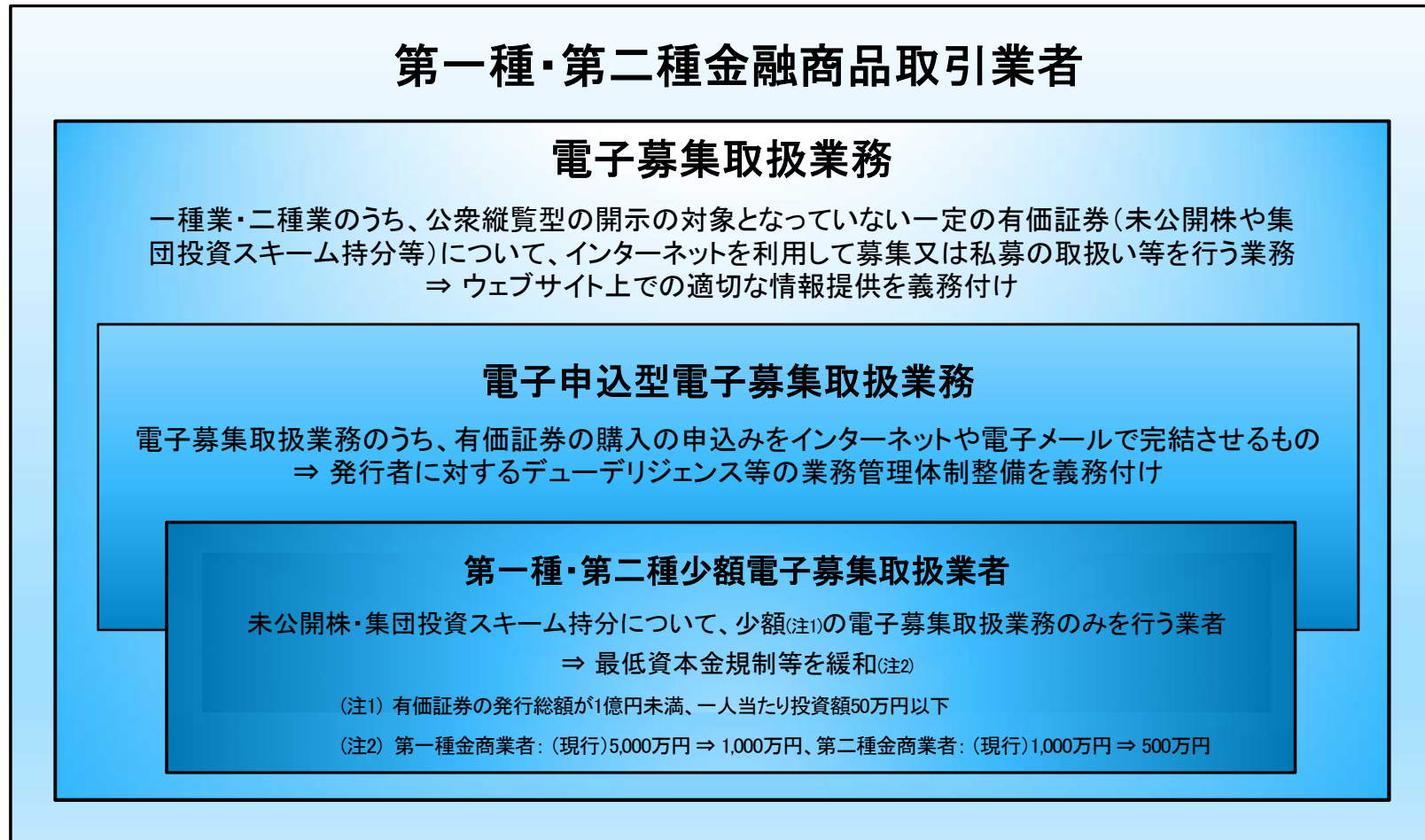
⇒ インターネットを通じて、他者の発行する未公開株やファンド持分等の取得勧誘を行うこと。

(集団投資スキーム持分等については施行前においても取扱いが可能であったが、未公開株については日証協の自主規制規則により第一種金商業者による投資勧誘は禁止されていた。)

6. 投資型クラウドファンディングについて ③



(3) 電子募集取扱業務等の概念図



※ 本概念図は、それぞれの区分において、行うことができる業務の範囲を示している。

6. 投資型クラウドファンディングについて ④



(4) 電子募集取扱業務に関する規制

① システム管理

金商業に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置をとらなければならない。

(法第35条の3、府令第70条の2第2項第1号)

② 商号等の表示

標識の掲示内容(業務の種別、登録番号、商号、加入協会等)を業者のウェブサイトにおいても表示しなければならない。(法第35条の3、府令第70条の2第2項第2号)

③ 投資者の判断に重要な影響を与える事項の表示

契約締結前交付書面記載事項のうち、投資者の判断に重要な影響を与える以下の事項を募集期間中、ウェブサイト上で情報提供しなければならない。(法第43条の5、府令第146条の2第3項)

イ 手数料、報酬その他の対価に関する事項(法第37条の3第1項第4号)

ロ 市場リスク及び信用リスクに係る事項(法第37条の3第1項第5号、府令第82条第3号及び第5号)

ハ 発行者の商号等及び住所、代表者(府令第83条第1項第3号及び第4号)

ニ 発行者の事業計画及び資金使途(府令第83条第1項第5号)

④ 帳簿作成

ファンド等に関する情報に関し、投資者のPC等の映像面に表示されたものの記録を帳簿書類として作成し、5年間保存しなければならない。(法第47条、府令第181条第1項第5号ロ等)

6. 投資型クラウドファンディングについて ⑤



(5) 電子申込型電子募集取扱業務に関する規制

① 業務管理体制の整備義務 (法第35条の3)

- イ 標識の掲示内容を業者のウェブサイトに表示する際、協会未加入の場合には、その旨を表示(府令第70条の2第2項第2号)
- ロ 発行者の財務状況・事業計画・資金使途等について適切なデューデリジェンスを行うための措置(同項第3号)
- ハ 投資者からの応募額が募集期間内に事業計画に見合った目標募集額に到達しなかった場合又は目標募集額を超過した場合等の応募額の取扱いの方法を定め、投資者に誤解を生じさせないための措置(同項第4号)
- ニ 目標募集額に到達したときに限り有価証券が発行される方法を用いている場合(いわゆるオールオアナッシング方式の場合)には、当該目標額に到達するまでの間、発行者が応募代金の払込を受けないことを確保するための措置(同項第5号)
- ホ 発行者がクーリングオフ類似の制度(最低8日間)を導入していることを確認するための措置(同項第6号)
- ヘ 資金受入後の事業の状況について、発行者から投資者へ定期的に適切な情報提供が行われることを確保するための措置(同項第7号)

6. 投資型クラウドファンディングについて ⑥



② 投資者の判断に重要な影響を与える事項の表示

契約締結前交付書面記載事項のうち、投資者の判断に重要な影響を与える以下の事項を、募集期間中、ウェブサイト上で情報提供しなければならない。(法第43条の5、府令第146条の2第3項)

- イ 申込期間(府令第83条第1項第6号イ)
- ロ 目標募集額(同号ロ)
- ハ 応募額の目標未達又は超過の場合の取扱い方法(同号ハ)
- ニ 応募代金の管理方法(同号ニ)
- ホ 適切なデューデリジェンスを行うための措置の概要及びその実施結果(同号ホ)
- ヘ クーリングオフ類似制度(最低8日間)の内容(同号ヘ)
- ト 売買機会に関する事項その他の顧客の注意を喚起すべき事項(同号ト)

③ 弊害防止措置 (法第44条の3第1項第4号)

金商業者は、その親法人等又は子法人等が発行する有価証券に係る電子申込型電子募集取扱業務等を行ってはならない。(府令第153条第1項14号)

④ 帳簿作成

発行者の財務状況・事業計画・資金用途等について適切なデューデリジェンスを行うための措置に基づく審査に係る記録を帳簿書類として作成し、10年間保存しなければならない。

(府令第181条第1項第5号イ等)

6. 投資型クラウドファンディングについて ⑦



⑤ 監督指針における主な留意点

業務管理体制の整備 (V-2-4-3-1(1)、(3)、(4)等)

イ 発行者に対するデューデリジェンスに関し、以下の着眼点を明示

- ・ 適切な規程が整備されているか
- ・ 実質的な審査が的確に行われているか
- ・ 審査結果を確実に検証できる体制が整備されているか
- ・ 事業計画が合理的根拠に基づいて作成されていること、及び事業計画や発行者の財務状況に照らして、合理的な目標募集額が規定されているかについて適切な審査が行われる体制が整備されているか

ロ 発行者が導入するクーリングオフ類似制度に関し、以下の留意点を例示

- ・ 申込者が無条件で申込みの撤回を行えることとなっているか
- ・ 投資者に申込が撤回できることや、撤回の方法等を明示しているか

ハ 発行者の事業状況が定期的に顧客へ提供される措置として以下を例示

- ・ 発行者の事業に係る報告を金商業者が受領し、当該金商業者のHPや電子メールにて顧客に開示する方法

7. その他(ファンド販売業者に対する規制の見直し)

平成26年改正金商法施行により、ファンド販売業者における問題事案の発生を踏まえ、市場の信頼性を確保する観点から行為規制の強化等を実施。

ファンド販売に関する規定の整備

- ファンド販売業者は、「ファンド規約」において分別管理が確保されていないファンドへの投資の勧誘を行うことが禁止されている。

一方で、分別管理の「規約」自体は存在したものの、実際には分別管理をせず、資金を流用する事案が発生。

《改正後》

- 左記に加え、ファンド販売業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を禁止事項に追加。
(第40条の3の2 金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止)



協会(自主規制団体)未加入者への対応

- 協会へ加入していないファンド販売業者には、協会規則(自主規制ルール)が適用されない。

《改正後》

- 協会へ加入していないファンド販売業者について、協会規則に準ずる内容の社内規則の整備と当該社内規則を遵守するための体制整備を義務付け。
- 上記義務付けは、登録拒否要件に盛り込み、登録当初から当該社内規則の適用を確保する。(第29条の4 登録の拒否)
※証券会社、投資運用業者についても、同様の取扱いとする。

(注) 協会規則に改正等があった場合、それに応じて社内規則の見直しを検討する必要

⇒ 「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」制定・公表(平成30年1月1日施行)

7. その他(ICOについて①)



～利用者及び事業者に対する注意喚起～

H29.10.27 金融庁

1. ICOとは

- 一般に、ICO (Initial Coin Offering)とは、企業等が電子的にトークン(証券)を発行して、公衆から資金調達を行う行為の総称です。トークンセールと呼ばれることもあります。

2. 利用者の方へ(ICOのリスクについて)

- ICOで発行されるトークンを購入することには、次のような高いリスクがあります。
 - ◇ 価格下落の可能性
トークンは、価格が急落したり、突然無価値になってしまう可能性があります。
 - ◇ 詐欺の可能性
一般に、ICOでは、ホワイトペーパー(注)が作成されます。しかし、ホワイトペーパーに掲げたプロジェクトが実施されなかったり、約束されていた商品やサービスが実際には提供されないリスクがあります。また、ICOに便乗した詐欺の事例も報道されています。
(注)ICOにより調達した資金の使い道(実施するプロジェクトの内容等)やトークンの販売方法などをまとめた文書。
- トークンを購入するに当たっては、このようなリスクがあることや、プロジェクトの内容などをしっかり理解した上で、自己責任で取引を行う必要があります。
- ICOに関する不審な勧誘等には十分注意し、内容に応じて、以下の相談窓口にご相談ください。
 - 金融サービス利用者相談室 0570-016811
 - 消費者ホットライン 局番なしの188(いやや!)
 - 警察相談専用電話 #9110

7. その他(ICOについて②)

～利用者及び事業者に対する注意喚起～

3. 事業者の方へ(ICOへの規制について)

○ ICOの仕組みによっては、資金決済法や金融商品取引法等の規制対象となります(注)。ICO事業に係る事業者においては、自らのサービスが資金決済法や金融商品取引法等の規制対象となる場合には、登録など、関係法令において求められる義務を適切に履行する必要があります。登録なしにこうした事業を行った場合には刑事罰の対象となります。

(注) ICOにおいて発行される一定のトークンは資金決済法上の仮想通貨に該当し、その交換等を業として行う事業者は内閣総理大臣(各財務局)への登録が必要になります。

また、ICOが投資としての性格を持つ場合、仮想通貨による購入であっても、実質的に法定通貨での購入と同視されるスキームについては、金融商品取引法の規制対象となると考えられます。

○ ICOへの規制についてご不明な点があれば、まずは、資金決済法上の仮想通貨交換業者を所管する以下の相談窓口にご相談ください。必要に応じて、他の事業者(金融商品取引業者等)を所管する担当課へおつなぎします。

● 関東財務局

(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県)

担当課 金融庁監督局総務課 仮想通貨モニタリングチーム

連絡先 03-3506-6000

ご清聴ありがとうございました。

財務省関東財務局 証券監督第三課

郵便番号:330-9716

住所:さいたま市中央区新都心1番地1さいたま新都心合同庁舎1号館

電話:048-600-1111(代表)

関東財務局HP

<http://kantou.mof.go.jp/index.html>

金融商品取引業(第二種業、投資助言・代理業)の届出について

<http://kantou.mof.go.jp/rizai/pagekthp033000080.html>
